

国際希少野生動植物種の個体等登録制度について

1. 象牙全形牙の登録制度

(1) 種の保存法に基づく登録審査の厳格化

生牙、磨牙、彫牙など、全形を保持した象牙（全形牙）は、種の保存法で譲渡し等（売買等）が原則禁止されているが、ワシントン条約で商業取引が規制される前に取得されたもの等については、同法に基づく登録を受けることで、登録番号、登録年月日を示した上での広告や登録票を伴った譲渡し等が可能となる。

また、平成 30 年（2018）年施行の改正種の保存法により、象牙を取り扱う事業者は特別国際種事業者として、届出ではなく登録が必要となった。なお、特別国際種事業者としての登録とは別に、所有する全ての全形牙の登録も受ける必要がある。

令和元（2019）年 7 月 1 日より、象牙の管理の更なる強化のため全形牙の登録審査をより厳格にした運用を開始した。具体的には、規制適用日（アジアゾウは 1980 年 11 月 4 日、アフリカゾウは 1990 年 1 月 18 日）以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」のみでの登録を認めず、「第三者の証言を裏付ける補強」として、全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類の提出を求めている。

(2) 象牙全形牙の登録制度の運用評価

①放射性炭素年代測定法の有効性

- ・放射性炭素年代測定法は、約 5 年間の間に登録された全形牙の年代測定結果等から、規制適用日前に所有していたことの客観的な証明を補完することが確認された。
- ・ただし、今後、大気中の放射性炭素濃度の低下に伴い、70 年代以前のものか 2020 年代以降に採取されたものかを解析することが困難になる可能性があることから、密輸や違法取引の取り締まり状況等を注視しながら、測定分析事業者等と継続的に技術的な観点からの意見交換を行うてはどうか。

②全形牙を含む象牙製品の市場分析の必要性

- ・登録票の返納数の変動や 2020 年以降の登録本数の激減が、国内における象牙の取引実態や在庫の把握にどのような影響を及ぼし、種の保存（ゾウの保全）に寄与しているか、慎重に分析すべきといった意見が前回評価会議で挙げられた。
- ・このため、引き続き、経済産業省とともに、象牙の国内市場における課題や講ずべき措置について検討を進めてはどうか。

2. 登録制度における個体識別措置

(1) 個体識別措置の義務付け

国際希少野生動植物種の個体と登録票の対応関係の徹底を図るため、平成 30 年（2018）年施行の改正種の保存法により、以下のいずれにも該当しない「実務上可能かつ必要な種」、すなわち流通管理のために「必要」であって個体識別措置が技術的に「可能」かつその実効性が確保される種（※）について、マイクロチップ（定められた部位）又は脚環（金属製、容易に取り外すことができないもの、文字・数字・これらの組合せからなる 3 桁以上の刻印）による個体識別措置の義務付けを措置した。

※「個体等を識別するために特に措置を講じることが必要な国際希少野生動植物種（種の保存法第 20 条第 2 項第 4 号）」として、一部の種を除き、哺乳綱、鳥綱、爬虫綱、オオサンショウウオ属の生体を挙げている。

① 技術的に個体識別が困難な種等

なお、技術的に個体識別が可能である又は必ずしも困難とはいえない種であっても、個体識別の実効性の確保が困難と考えられる種（植物等）や、寿命が短いと考えられる種等（昆虫類等）はここに含まれる。

② 原産国で密猟、密輸等によりその生息・生育に大きな問題が生じているとの情報がない種であって、合法的に非常に多くの個体が輸入されており、かつ、国内で違法取引が多数報告されていないもの

(2) 個体識別措置の運用評価

- ・実務上可能かつ必要な種に対しては、マイクロチップの挿入又はクロズドリングの脚環の装着を原則とした個体識別措置の義務化により、登録個体と登録票の対応関係を徹底することができるようになった。
- ・ただし、マイクロチップ挿入により、とりわけ以下のような場合に個体の心身への負担が生じている事例がある。
- ・こうした負担の軽減及び登録の促進に向けて、厳密さが担保された AI 技術・DNA 等による識別手法の開発は短期的に難しいことを踏まえ、今後、現実的な識別措置の代替手法を検討し、その判断基準や運用方法等について具体化してはどうか。
- ・なお、登録票の管理不足（紛失、入れ違い等）が確認されていることから、代替手法の採用に当たっては適切に登録又は更新が行われるような措置を検討してはどうか。

① 健康への懸念がある個体へのマイクロチップ挿入

（検討の方向性）

- ・老齢、疾病、体格や皮膚の性質等のやむを得ない理由でマイクロチップ挿入に耐えられないと判断された場合、鳥類については開放型の脚環（一定程度外れづらいが病気や怪我の治療などの場合は取り外せるもの）の使用を認め、その他の種については代替手法（例：マイクロチップの外部貼付け（エポキシ樹脂等）、非毒性の塗料やインクによる着色等、タトゥー・皮下色素埋込み等、定期的な特性詳記や写真撮影等）を認めることを検討してはどうか。

② 大きくならない種へのマイクロチップ挿入

(検討の方向性)

- ・技術的に個体識別措置が「可能」か判断する際に、科学的文献のみでなく、国内の飼育下繁殖個体のサイズ等を踏まえた判断とすることを検討してはどうか。
- ・なお、技術的に「困難」と判断した場合であっても、流通管理のために「個体識別措置の必要性が比較的高い種」であれば、定期的な特性詳記や写真撮影等による継続的な記録（台帳）を求めることを検討してはどうか。

③ 幼齢個体へのマイクロチップ挿入

(検討の方向性)

- ・流通管理のために「個体識別措置の必要性が比較的低い種」であれば、幼齢かつ小さい個体については代替手法を認め、適当なサイズに達してからマイクロチップを挿入することを検討してはどうか。

(例) 幼齢個体を適用除外とした場合の運用イメージ

「登録を受けた個体が甲長○cm 又は△年齢になった時点で、当該個体を占有する者がマイクロチップを挿入し、登録票の情報変更の手続きを行う」とした場合、挿入者（譲受者）は、登録者（譲渡者）等から定期的な成長記録（写真等）を引き継ぐとともに、挿入まで作成し続け、登録情報の変更手続きをしなければならない。

- ・なお、マイクロチップ挿入に対して十分な耐性が備わっていない幼齢個体の販売や貸し出し等について、環境省は推奨する立場にない。

④ 犬猫以外のエキゾチックアニマルへのマイクロチップ挿入技術の浸透不足

(検討の方向性)

- ・マイクロチップ挿入実績の多い獣医師や登録実績の多い事業者等との意見交換により、技術的課題を把握するとともに、技術マニュアルの作成等を検討してはどうか。（例：環境省発行「特定外来生物・特定(危険)動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル」）

以上のうち、流通管理のために「個体識別措置の必要性がある」かは、違法取引の実態を把握し、客観的・科学的に判断することが妥当であると考えられるが（参考資料を参照）、以下のような種について具体的にどう捉えるべきかご意見いただきたい。

- ・ワシントン条約附属書Ⅰに掲載されて年数が経過しておらず、密猟の減少や個体数の回復傾向等が報告されていない種
- ・日本において違法取引の報告が限られていても、取引状況から問題があるおそれのある種

3. 生体の登録の更新制度

(1) 登録の更新制度の導入

国際希少野生動植物種の登録票に有効期限がなかったことを悪用し、違法に入手した未返納登録票を別個体へ不正流用した案件などが発生したことから、平成 30 年 6 月に施行された改正種の保存法（平成 29 年法律第 51 号）では、国際希少野生動植物種の個体等登録における更新等の手続を創設した（第 20 条の 2）。

また、販売・頒布を目的とした広告等には、登録記号番号のみでなく、登録年月日と生体に限り登録の有効期間満了の日も表示することを義務付けた。

(2) 更新制度の運用評価

①課題認識

- ・平成 30 年（2018 年）6 月 1 日以降に交付された生体に対する登録票には、登録の有効期間の満了日が記載されており、さらに個体識別措置も義務化されたことにより、登録票の悪用や流用等は困難になった。
- ・他方、更新手続きに係る周知や申請処理を進めている中で、譲受けに係る届出による登録個体の占有又は取引状況の把握が正確に行われていない可能性が示唆された。

※譲受け等から 30 日以内の実施が義務づけられている届出が提出されていない場合や、（とりわけ対面説明を義務づけられていない魚類や植物において）譲渡者と譲受者間の匿名取引により適正な情報が記載されていない届出が提出されている場合が散見された。なお、本届出は、所定の様式による書面の郵送又はオンライン上（平成 26 年（2014 年）以降）で行うことができる。

②検討の方向性

譲渡者に対して、届出手続き及びその罰則規定について譲受者に周知することを求めるとともに、匿名取引であっても必要な情報（氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名））を譲受者に伝達することを求めることを検討してはどうか。

周知啓発を強化しても改善が認められない場合は、譲渡者に対する手続きも義務づける必要性を検討してはどうか。